

令和2年

行方市農業委員会

第1回総会会議録

(令和2年1月27日)

令和2年1月27日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第1号	農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
議案第2号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第5号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条の許可処分について
議案第6号	現況証明願について
議案第7号	農地パトロール（許可後の実施状況）について
議案第8号	行方市農用地集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第1号	令和2年度行方市農業施策に関する要望書の回答について
報告第2号	農地パトロール（利用状況調査）結果報告について
報告第3号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第4号	農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第5号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第8号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文	4番 内藤 宏一
6番 中城 かおり	7番 風間 啓次	8番 根本 正義
9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦	11番 椎名 勇
12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英	14番 根崎 和枝
15番 方波見 弘子	16番 原 文夫	17番 清水 量
18番 横山 司	19番 山野 貴司	

3 本日の欠席委員

1番 平塚 実

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 1時 00分

議

(資格審査報告)

長 それでは、早速、資格審査報告から入らせていただきます。
ただいまの出席委員は17名、欠席委員は1名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

議
全
員
議

(会期の決定)

長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。
長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

議

(会議録署名人の選出)

長 会議録署名人を議長において、次のように指名いたします。
18番横山司委員 19番山野貴司委員。

議

(書記の選出)

長 総会書記として、事務局の土子事務局長補佐、寺坂係長を任命いたします。

議

(議事日程報告)

長 議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

議

(議案の審議)

長 それでは、議案の審議に入ります。

議

(議案第1号)

長 議案第1号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についての件を議題といたします。
事務局より決議案の趣旨について説明願います。

事務局

議案第1号について朗読する。
昨年10月、2市町において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されております。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め、過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出された。こうしたことに鑑み、昨年11月28日に開催された全国農業委員会代表者集会において、農業委員会の綱紀保持に関する申し合わせで、全国の農業委員会が一丸となって再発防止に取り組むことが決議されました。これを受け、行方市農業委

員会においても綱紀保持の認識を改めて確認するため、本案を決議していただきたくお諮りいたします。

では、決議案を読み上げます。

資料No.1、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日、行方市農業委員会。

以上、よろしく願いいたします。

議長 それでは、今事務局のほうより説明がございました法令遵守の申し合わせ決議案について審議をお願いいたします。

決議することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、原案のとおり決議することに決定をいたします。

（議案第2号）

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

2番 1項の調査報告をします。この案件につきましては方波見委員と調査してまいりました。

受人は市内山田在住の45歳の農業の男性です。渡人は同じく山田在住の82歳の農業の男性です。区分は売買による所有権の移転です。場所はこの市役所の裏側の田んぼになります。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。経営規模は水

田 3. 8 h a に水稲、レンコン、セリなどをつくり、畑 3 町歩には葉タバコを家族 3 人で営む専業農家です。機械等もそろっており問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 第 2 項の調査報告をいたします。

議 長 譲受人は同市玉造甲に住む 6 9 歳の男性の方です。譲渡人は行方市芹沢に住む 6 1 歳の農業をやっている男性の方です。譲受人は常時年間 2 0 0 日ぐらいやっているそうです。場所は旧ナイルスから南へ 1. 2 k m ぐらい入ったところにあります。土地は売買によるもので、申請理由は記載のとおり、農業規模拡大で、区分は所有権移転でございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は問題なく許可が相当というようなことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2 項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3 項の調査員より調査の報告を求めます。

4 番 第 3 項の調査報告をいたします。

議 長 譲受人の方は市内沖洲に在住する 3 7 歳、農業の男性です。譲渡人は県農林振興公社でございます。申請事由につきましては農業経営の規模拡大を図ることで、区分については売買による所有権移転です。譲受人は沖洲地区の担い手として、水稲 3 6. 1 9 h a、畑が 0. 8 4 h a を栽培する大規模農家であり、生産施設、機械等々、条件も整っております。現場は国道 3 5 5 号、羽生郵便局の隣でございます。現況は休耕田となっております。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3 項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4 項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 1 時 1 7 分～午後 1 時 1 7 分

- 議 長 それでは、再開をいたします。
7 番 調査員より調査の報告を求めます。
4 項の調査報告をします。
譲受人は市内若海地区在住、33歳、農業の男性です。家族4人で29万8,889㎡を耕作しています。譲渡人は県の農林公社です。申請事由は農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。
- (休憩) 午後 1時 19分～午後 1時 19分
- 議 長 それでは、再開をいたします。
1 4 番 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
第5項の調査報告をします。
譲受人は市内谷島在住、70歳の専業農家の男性です。水稻、イチゴなどを夫婦で4万8,430㎡作付しています。譲渡人は68歳、埼玉県在住の女性です。相続をしましたが、遠方でもあり、管理にも困難であるということで、隣を作付している受人に譲ることになったそうです。何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上。
- 議 長 調査の結果は何ら問題なく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、6項、7項につきましては1月20日に農地部会を開催いたしました。その結果について農地部会長より報告をお願いいたします。
1 8 番 ただいまの議長の説明のとおり報告をいたします。
6項及び7項並びに議案第4号の12項から14項までについて1月20日に農地部会を開催いたしまして、事業者から事業計画の説明を受け、質疑を行い、営農計画の確認を行ったところであります。今回の計画では耕作する作物は榊になります。営農計画ですが、3年生の苗木を960本植えるという計画であります。収穫できるのが3年目から4年目くらいで、年間1区画当たり20本の枝が収穫でき、平均単収は8,135本と、平均的な単収の7,424本より多く収穫できるとのことであります。1株当たりおおよそ900円程度の売り上げになり、全体で80万円程度の売り上げを見込んでおります。発電事業者からも一定額補填してもら

い、安定した営農に努めるということでありました。太陽光パネル下部農地以外の農地が1反歩以上あることから、その利用計画について質問をしましたところ、ドウダンツツジ、ユーカリ及びアカシア等の苗木を植えて、無駄のないように農地を有効に利用することでありました。

また、今回の営農者は東京都青梅市にあるため、通作への支障があると思われませんが、県内においてつくば市、稲敷市、那珂市等で営農型太陽光発電設備の下に榊を栽培しており、実績もあり、つくば市に営業所を設け、営農していくということでした。当初県外の方では認定農業者になっているので、10年間の一時転用でということ申請をされましたが、行方市で認定農業者を取得されておらず、実績もないので、3年の一時転用で申請をするように指導いたしました。このほか農地部会で特段に問題になる意見が出ませんでしたので、以上のとおり報告をいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

7

番

それでは、6項、7項の調査員より調査の報告を求めます。

今回の調査は根崎、内藤委員さんとともに調査してまいりました。6項、7項は関連がありますので、あわせて調査報告をします。

6項の借受人は福島県内の法人1社と個人2人で、それぞれが設置する太陽光発電設備の空中部分に対する区分、地上権、その面積に応じた持ち分で共有により設定する内容です。

7項の借受人は東京都青梅市に本社を構える法人で、太陽光発電設備の下部農地を耕作するための使用貸借権の設定になります。貸渡人は市内芹沢地区在住、86歳、農業の女性です。

農地部会長長の報告でもあったように、営農の継続性、周辺農地への影響、事業の確実性について問題ないものと調査してまいりました。また、適切な営農が行われるよう注意して見守っていきたいと思います。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議

長

調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全

員

異議なし。(全員一致)

議

長

異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。

議

長

次に、8項、9項、10項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

1

6

番

8項、9項、10項は関連がございますので、あわせて調査報告いたします。

この案件は先月の総会で審議保留となった案件でございます。8項、9項の借受人は神戸市の太陽光発電事業を営む法人で、8項の借渡人は常陸大宮市在住の69歳の男性でございます。

9項の借渡人は市内次木在住の66歳の男性でございます。申請内容ですが、太陽光発電設備の空中部分に対する地上権を設定するものでございます。

10項の借受人は市内玉造甲に事務所を構える法人でございます。借渡人は8項の

		借渡人と同じ方で、申請内容は太陽光発電設備の下部農地を耕作するための使用貸借権の設定になります。
		太陽光設備は先月許可になった追尾型のパネルで、遮光率は42.3%、下部の農地は同じくジャガイモを耕作するとういことです。ジャガイモの生育に必要なときには天候、生育状況を見ながら光を当てるということをございました。先月許可した案件同様、1年で結果が出るので、適切な営農が行えるよう注意して見守っていき、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は適切な営農が行われることを注意深く見守りながらやっていくということで、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項、12項、13項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番
		11項、12項、13項は関連がありますので、あわせて調査報告いたします。この案件は事務局のほうから説明があったとおり、先月の総会で審議保留となり、その後、取下願を提出され、事業地を変更して再申請したものでございます。11項、12項の借受人は東京都の太陽光発電事業を営む法人で、11項の渡人は市内玉造甲の農業法人でございます。
		12項の渡人は市内次木在住の66歳の男性でございます。申請内容は太陽光発電設備の空中部分に対する区分地上権を設定するものでございます。
		13項の受人は市内玉造甲の農業法人、渡人は12項の渡人と同じ方でございます。申請内容は太陽光発電設備の下部農地を耕作するための使用貸借権の設定となります。
		太陽光設備は8項、9項と同じ追尾型のパネルで、遮光率は42.3%、下部の農地は10項と同じ法人がジャガイモを耕作することでございます。ジャガイモの生育に必要なときには天候、生育状況を見ながら光を当てられるようにすることをございました。先月許可した案件同様、1年で結果が出るので、適切な営農が行われるよう注意して見守っていき、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項、12項、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項から21項につきましては、事務局からの説明どおり取り下げとなりました。

(議案第3号)

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

7 1項の調査員より調査の報告を求めます。

番 1項の調査報告をします。この調査は根崎、内藤両委員さんと調査してまいりました。

申請人は市内芹沢在住、45歳、会社員の男性です。この申請地は傾斜地で粘土質であるため、農地としては適さず、休耕を続けてきたので、太陽光用地として有効利用をすることにしたいそうです。場所は県道鹿田玉造線の捻木信号から北東に1kmほど行ったところになります。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 2項の調査報告をいたします。この案件につきましては清水会長と調査してまいりました。

申請人は市内次木在住の65歳の農業の男性の方でございます。登記簿は山林であります。現況は畑でございます。申請理由は後継者もなく数年耕作しておらず、土地も荒れ果てていますし、そのため太陽光発電事業用地に転用したいということでございます。パネルは144枚を設置するということでございました。場所は国道354、元農協次木支所より南へ400mのところでございます。事業計画書、残高証明書、隣地所有者の同意書など関係書類も添付されております。許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上でございます。

議 長 調査の結果は関係書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

(議案第4号)

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第4号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
9	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 1項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をしてみました。
		譲受人は行方市麻生在住、38歳の会社員の男性の方、譲渡人は行方市麻生在住、70歳の農業の男性の方です。2人の関係は親子です。申請理由は家族がふえたため手狭になり、実家の前の土地に一般住宅を建築したいということです。区分は使用貸借権になります。場所は元北浦幼稚園付近になります。事業計画書、融資見込証明書、見積書も整っており、調査の結果、許可相当調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお祈いします。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 2項の調査報告をいたします。この案件は清水会長と調査してまいりました。 譲受人は市内内宿の建設業を営む法人でございます。渡人は市内内宿在住の80歳の方でございます。申請理由でございますが、違反転用の是正をし、賃貸借権の設定をしたいというものです。場所は国道354号線から内宿地内を通るところに隣接したところでございます。添付した地図で確認をお願いしたいと思います。隣接する土地を資材置場として利用すること、雑種地として課税されていること、始末書、事業経歴書等、必要書類等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお祈いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 3項の調査報告をいたします。この案件も清水会長と調査してまいりました。 借受人は鹿嶋に在住する41歳の会社員の方でございます。申請理由は事業拡大のため、駐車場、資材置場を整備することでございます。当該農地を転用する目的で売買による所有権移転をしたいというものでございます。渡人は市内次木に在住する80歳の農業の方でございます。高齢であり、農業を縮小したいということでございます。場所は旧農協次木支所より東へ100mのところでございます。周辺農地の影響も特になく、事業計画書など関係書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお祈いします。以上でございます。
議	長	調査の結果は関係書類等も添付されており、許可相当ということでございます。審

議をお願いいたします。

山野委員。

1 9 番 参考までお聞きしたいんですが、何の商売をやっているんですか、この方は。
議 長 移動型のトレーラーハウスの製造だったと思いますが、申請書には載ってます。一緒に調査してきたんですけども、私が言っているか悪いか。移動型のトレーラーハウスを製造している方なんですね。車が道路にとめてある状態で、それで迷惑かけているということで、それに隣接する土地を譲り受けて、転用して管理したいというような申請だったと思います。

1 9 番 わかりました。ちょっと参考までにどういう業者だったのか報告がなかったんでわかりました。

1 6 番 トレーラーハウスの輸入、組み立て、レンタル、販売。従業員は3名ほどでございます。
議 長 よろしいでしょうか。

1 9 番 はい、結構です。
議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1 8 番 第4項の調査報告をいたします。この調査には山野、平塚両委員にご協力をいただきました。
借受人、潮来市在住の35歳の会社員の男性の方、貸人、市内宇崎在住の73歳の農業の男性の方、両名の関係は実の親子となります。申請事由は記載のとおり自己住宅建築のため、区分は使用貸借権の設定となります。受人、子供が成長するに伴い、現在の住宅が手狭となり、自己住宅建築を計画していましたところ、用地を探して、実家のすぐ前の土地が子供の面倒を両親に手伝ってもらえること、なおかつ近い将来、両親の世話もと考え、相談をしましたところ承諾が得られたので、申請地に決定したそうです。現在は調査したところ、一部畑として利用しておりました。排水処理の問題、建築計画書、資金計画書等、必要書類もそろっており、その必要性、実現性という条件を満たしており、なおかつUターンという理想的なケースでありますので、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いをいたします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議 全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
9 番 5項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。譲受人は行方市麻生在住、29歳の会社員の男性の方、譲渡人は行方市麻生

在住、48歳、会社員の方です。申請理由は駐車場として、区分は売買による所有権です。受人は家族が帰省したときに駐車場がないため、隣接している耕作してない農地を利用したいということです。場所はキセキ関東麻生支店付近になります。事業計画書、残高証明書、見積書も整っており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

4 番 第6項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をしてみました。

譲受人の方は群馬県高崎市に在住する太陽光発電事業を営む法人の代表取締役の男性です。譲渡人の方は市内谷島に在住する68歳、会社員の男性です。申請事由につきましては太陽光発電事業施設の建設でございまして、区分につきましては賃貸借権の設定です。現場は国道355号、浜から北に約500mぐらい入ったところでございます。現況は原野化しており、耕作はできない状況でした。事業計画では200枚のパネルで63kWを発電しまして、売電単価が29.7円で計画しております。資金計画も自己資金での計画でありますし、その他必要書類も整っております。調査の結果は許可相当と調査をしてみました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、7項、8項は関連がございますので、一括審議といたします。

4 番 調査員より調査の報告を求めます。

第7項、8項につきましては関連がありますので、一括で調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力のもと調査をしてみました。

7項、8項とも譲受人の方は群馬県高崎市に在住する太陽光発電事業を営む法人の代表取締役の男性です。7項の譲渡人の方は市内浜に在住する67歳、会社員の男性です。8項の譲渡人は市内谷島に在住する64歳、農業の男性でございます。申請事由につきましては太陽光発電事業施設建設で、区分は売買による所有権移転です。現場は7、8項とも国道355号から北に500mぐらい入ったところで、隣接地となって、隣同士になっております。現況はともに原野化しており、もう耕作できない状況でございました。事業計画では両方で255枚のパネルで82.8k

		Wを発電して、売電単価が29.7円で計画しております。資金計画のほうも自己資金で、その他必要書類も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より報告を求めます。
1	5	番 9項の調査報告をいたします。この件は横瀬委員にも同行していただき調査してまいりました。 申請人は宇都宮在住の53歳男性、電力事業をしている方です。渡人は繁昌在住の71歳男性です。受人は申請の土地に太陽光発電設備を設置し、事業を展開したいとのことです。太陽パネルは275Wを304枚、面積は570㎡となります。現地を見てきましたが、渡人の屋敷と隣接している畑です。周辺の土地も渡人の土地ですので、周囲に迷惑をかけることもないそうです。区分は賃貸借権となります。問題なく、許可相当と見てまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は問題なく、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4	番 第10項の調査報告をします。この案件は風間、内藤両委員と調査してきました。渡人は市内捻木在住、85歳の男性です。譲受人は鹿嶋市の法人代表の男性です。渡人は高齢でもあり、受人の希望により今回の申請になったということです。隣も太陽光発電設備が設置されており、太陽光発電設備をつくるということでした。申請事由は賃貸借権にて地上権の設定です。関係書類もそろい、何ら問題なく許可相当と調査してきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番 第11項の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。受人は行方市井貝在住、69歳の男性です。自動車運送業の役員をしております。渡人は同市石神在住、65歳の男性です。申請事由は営業所及び駐車場の整備です。区分は売買による所有権の移転です。主な業務は養豚の餌を製造会社から鹿行

		地域の養豚場へ運搬することです。現在の事務所、駐車場は3 km以内に養豚場が6カ所あり、もし豚コレラが発生した場合、動けなくなるため、新しい営業所、駐車場の設備が必要となり、今回の申請になったそうです。関係書類も添付してあり、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は関係書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項、13項、14項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
7	番	12項、13項、14項は関連がありますので、あわせて調査報告をします。この調査も根崎、内藤両委員さんと調査してまいりました。 12項の借受人は福島県で太陽光発電小売業を営む法人です。13項の借受人は福島県在住、会社役員の女性、14項の借受人は福島県在住、会社員の男性です。貸渡人は市内芹沢地区在住、86歳、無職の女性です。申請理由は営農型発電設備の設置で、3年間の一時転用になります。 12項は310Wパネルを180枚、それを3区画設け、直径76mmの支柱を196本立て、直径139mmの引き込み柱を3本設置します。13項は310Wパネルを180枚並べ、直径76mmの支柱を64本立て、直径139mmの引き込み柱を1本設置します。14項は310Wパネルを180枚並べ、直径76mmの支柱を86本立て、直径139mmの引き込み柱を1本設置します。それぞれその支柱の面積は0.9㎡、0.31㎡、0.32㎡が転用する面積になります。先ほど3条でもご審議いただいたとおり、営農の継続性、周辺農地への影響、事業の確実性について問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項、13項、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項、16項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 関連がございますので、あわせて報告します。 受人は神戸市で太陽光発電事業を営む法人でございます。15項の渡人は常陸大宮市に住む69歳の男性でございます。16項の渡人は市内次木在住の66歳の男性でございます。申請理由でございますが、営農型太陽光発電設備の設置で、3年間の一時転用になります。335W、パネルを256枚並べ、80cm四方の鉄基礎に直径200mmの支柱を12本立て、送電するための引き込み柱を2本立て、合

		計7. 7㎡が転用する面積となります。先ほど3条でもご審議いただいたとおり、15項、16項とも営農の継続性、周辺農地の影響、事業の確実性について問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は営農確実性等問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項、16項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、17項、18項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番
		17項、18項の調査報告をいたします。関連がありますので、あわせて報告させていただきます。
		17項、18項の借受人は東京都で太陽光発電事業を営む法人でございます。17項の渡人は市内玉造甲の農業法人です。18項の渡人は市内次木在住の66歳の男性でございます。申請理由でございますが、営農型太陽光発電設備の設置で、3年間の一時転用になります。335Wパネルを256枚並べ、80cm四方の鉄基礎に直径200mmの支柱を12本立て、送電するための引き込み柱を1本立て、合計面積7.69㎡が転用する面積となります。これも先ほど3条でもご審議いただいたとおりでございます。17項、18項とも営農の継続性、周辺農地の影響、事業の確実性について問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、17項、18項は原案のとおり可決いたします。
		次に、19項から24項につきましては、事務局からの説明どおり取り下げとなりました。
		ここで暫時休憩といたします。25分から再開ということでお願いをいたします。
		(休憩) 午後 2時 13分～午後 2時 25分
議	長	それでは、審議を再開いたします。
		(議案第5号)
議	長	議案第5号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第5号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます
1	6番	1項の調査報告をいたします。
		申請人は市内三和在住し、水稻、サツマイモなど293a栽培している41歳の方でございます。農業従事日数も距離等も問題ないものと思われ、資格要件を満たしており、買受適格証明を発行しても問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は適格要件を満たしており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定します。
		追ってお諮りをいたします。1項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、許可をすることに決定します。
		(議案第6号)
議	長	議案第6号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第6号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審査をします。
4	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。
		第1項の調査報告をいたします。
		申請人は市内浜に在住する農業の男性です。申請事由につきましては地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は玉造の大宮神社境内隣で、20年以上以前から耕作しておらず、現在は山林化しておりました。なお、地目変更登記が終了後、大宮神社に土地を寄贈するというものでございました。農地に復元するのは極めて困難で、もう山林化しておりますので、困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は山林化しており農地に復元するのは困難だということで、非農地証明を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

- 1 0 番 第2項の調査報告をいたします。この案件につきましては高塚委員とともに調査してまいりました。
- 申請人は64歳で、行方市西蓮寺に在住し、会社員兼農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は西蓮寺のお寺から北に約500mくらいのところですが、昭和62年のころから耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 調査の結果、山林化しており農地に復元するのは困難で、非農地証明を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全員 異議なし。(全員一致)
- 議長 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
- (議案第7号)
- 議長 議案第7号 農地パトロール(許可後の実施状況)についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局 議案第7号について朗読する。
- 資料No.2のほうをごらんいただきたいと思っております。
- 許可後の実施状況ということで、毎年実施をさせていただいている農地パトロールでございまして、実施区域は管内全域ということで、実施内容につきましては、平成30年度、平成30年4月から平成31年3月までの転用許可を受けたものでございます。既に工事を完了して完了届の提出されているものは除いてあります。農地法第4条、第5条、一時転用、農地改良、制限除外等が対象ということで、実施時期は来月の2月を予定しております。
- 班編成でございしますが、別紙のとおりということで、令和2年第1回農地パトロール班編成表をごらんいただきたいと思っております。麻生地区につきましては2班体制、北浦地区、玉造地区につきましては1班体制ということで、農地部会で協議していただいた中で班編成をいたしておりますので、各地区等、日時、集合場所等を別紙に記載してございますので、それぞれよろしくお願ひしたいと思います。
- 麻生地区につきましては2月6日、北浦地区につきましては2月5日、玉造地区につきましては2月7日ということでございますので、よろしくご協力のほどお願ひしたいと思います。以上です。
- 議長 農地パトロールにつきましては、1月20日に農地部会を開催し、審議をいただいておりますので、ここで横山農地部会長より報告を求めます。
- 1 8 番 ただいま議長から報告がありまして、1月20日に農地部会を開いて審議をいたしました。農地パトロールについて、今回は転用許可後の実施状況について確認するためにパトロールを実施いたします。日程及び班編成、担当委員につきましては、別紙に記載のとおりになりますので、確認のほうをぜひともよろしくお願ひ

いたします。

大変お忙しい時期、また寒い時期ではありますが、ご協力のほうをお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

全議員 ただいまの説明に関してご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議長 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定をいたします。

(議案第8号)

議長 議案第8号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第8号について朗読する。

資料のNo.3のほうごらんいただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画でございます。2枚目の農地中間管理事業・総括表のほうでご説明いたします。

新規のみの設定となります。田が1件、3筆、2,937㎡、畑が5件、15筆、1万7,738㎡、合計2万675㎡になります。

その次のページから農用地等利用権設置一覧表ということで、今回の貸し借りの一覧表が出ておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第9号)

議長 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号について朗読する。

資料No.4を見ていただきたいんですが、実はそのリストのほうになるんですけども、面積のほうがちょっと誤っておりまして、今その差しかえを用意しているところなんです、間に合わなかったんで、先ほどの議案第8号……今ちょっと到着しました。

議長 暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 2時 36分～午後 2時 38分

議	長	では、再開をいたします。
事 務 局		すみません、最初からいきます。 資料No.4のほうをごらんいただきたいと思います。1月10日付で行方市長より、行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画（案）に係る意見を求められております。 計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が18筆、面積が2万675㎡でございます。詳細につきましては、裏面の一覧表のほうでご確認いただきたいと思います。なお、先ほどの議案第8号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
		（報告第1号）
議	長	次に、報告案件に入ります。 報告第1号 令和2年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		報告第1号について朗読する。 資料No.5のほうをごらんいただきたいと思うんですが、こちらにつきましては、昨年12月4日に役員さんで要望書のほうを市長のほうへ提出しまして、それを受けまして1月6日付で回答書がございました。 内容につきましては、大変申しわけないんですが、各自ご確認いただきたいと思います。すみません、以上です。
議 全 議	長 員 長	ただいま事務局より説明がございました。ご異議はございませんか。 異議なし。（全員一致） 報告第1号は異議なしと認めます。
		（報告第2号）
議	長	次に、報告第2号 農地パトロール（利用状況調査）結果報告についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		報告第2号について朗読する。

資料No.6のほうをごらんいただきたいと思います。昨年の7月に農業委員、推進委員の皆様にご協力をいただきまして実施しました利用状況調査の結果が集計できましたので、ご報告をするものでございます。

1枚目、1ページ目が各地区の明細になっております。めくっていただきまして、2枚目以降が各地区大字ごとの明細ということになってございます。ご確認のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 ここで各地区の代表委員より農地パトロール（利用状況調査）の内容報告をお願いいたします。

1 6 番 まず初めに、北浦地区代表で原農地部会長代理より報告を願ひます。
北浦地区の農地パトロールの結果につきましてご報告させていただきます。
北浦地区の農地パトロールは、7月24日、26日の2日間実施いたしました。A分類について、筆数が35筆、面積が3万6,143㎡で、うち農用地区域内が筆数が9筆、面積が1万3,325㎡となっております。以上、北浦地区の農地パトロールの結果でございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
次に、玉造地区代表で根崎委員より報告をお願いします。

1 4 番 玉造地区の農地パトロールの結果についてご報告させていただきます。
玉造地区の農地パトロールは7月30日、31日の2日間に実施をいたしました。A分類については、筆数が24筆、面積が1万5,716㎡、うち農用地地区内が筆数4筆で、面積が3,373㎡となります。以上が玉造地区の農地パトロールの結果です。以上です。

議 長 ありがとうございます。
最後に、麻生地区代表で横山農地部会長より報告を願ひます。

1 8 番 麻生地区の農地パトロールの結果について報告をさせていただきます。
麻生地区の農地パトロールは昨年の7月22日、23日の2日間、大変暑いところ実施をいたしました。A分類について筆数が26筆、面積が1万7,504㎡、うち農用地区内が筆数23、面積が1万4,892㎡となります。以上が麻生地区の農地パトロールの結果です。

また、行方市全体といたしましては、A分類の筆数が85筆、面積が6万9,363㎡で、うち農用地区内が筆数36筆、面積が3万1,590㎡となります。委員の皆様には大変お忙しい、また暑い中本当にご苦労さまでした。今後とも皆様方のご協力をお願いいたしまして、報告といたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいま各地区代表委員よりご報告がございましたが、遊休農地対策は農業委員会として非常に重要な取り組みとなっておりますので、今後とも委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

(報告第3号) (報告第4号) (報告第6号)

(報告第6号) (報告第7号) (報告第8号)

議	長	次に、報告第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第8号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明をお願いします。
事 務 局	局	報告第3号について朗読する。(別紙議案書のとおり) 報告第4号について朗読する。(別紙議案書のとおり) 報告第5号について朗読する。(別紙議案書のとおり) 報告第6号について朗読する。(別紙議案書のとおり) 報告第7号について朗読する。(別紙議案書のとおり) 報告第8号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議 全 議	長 員 長	報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認めます。
議	長	(閉会宣告) 午後 2時 52分
議	長	これにて本総会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。よって、第1回総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。